

総評定点（主観点）の算定基準評点を下記のように定め、経営事項審査結果通知総合評定点を基に評点を加点・減点します。

(1) 工事成績評定

工種毎に、前年度及び前々年度の2年間の工事竣工検査による工事点数の平均点（少数点以下切り捨て。）が65点以上の場合は（平均工事点数 - 65）× 1点、65点未満の場合は（平均工事点数 - 65）× 2点とする。ただし、上限は35点、下限は-130点とする。

平均工事点数 (点)	～ 59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75 ～
評点 (点)	1点につき 2点ずつ減	-10	-8	-6	-4	-2	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1点につき 1点ずつ加

(2) 指名停止措置の有無

前年度（措置開始日を基準日とする。）に入札参加資格停止措置を受けた場合は、当該年度合計の停止期間が1ヶ月につき-7点とする。ただし、下限は-168点（24ヶ月以上）とし、1ヶ月未満は切り捨てとする。

停止期間 (年度内合計) (ヶ月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17 ～ 23	24
評点 (点)	-7	-14	-21	-28	-35	-42	-49	-56	-63	-70	-77	-84	-91	-98	-105	-112	1ヶ月につき 7点ずつ減	-168